

# 釜ヶ崎資料

## 第三号

### 第三号目次

戦前期釜ヶ崎社会史の諸問題

——動態的理解のための予備作業——

本間啓一朗

地名としての「釜ヶ崎」の消滅・形成に

かかわる問題・釜ヶ崎社会の変容・「行

政」の動向・補足

釜ヶ崎と住宅問題(2)

——調査資料の紹介を中心とし

原和博

調査の概要・集計結果の概要・最後に

(調査結果からの作表

発行：釜ヶ崎資料センター

連絡先：大阪市西成区萩之茶屋二一八一九

旅路の里気付

代表：小柳伸顕

発行日：一九八六年十二月五日

定価：二百円



## 釜ヶ崎資料刊行

釜ヶ崎は大阪市西成区の東北隅にあり、日本最大の簡易宿泊所街、二万人を超える日雇労働者が生きる街である。

一九七〇年十月に開設された「あいりん労働総合センター」の一階シャッターは午前五時に開くが、それよりも早く、四時から求人の車が周辺の路上に集まり始め、仕事を求める労働者を待ちうけている。

建設・土木工事・工場内作業などで働く釜ヶ崎の日雇労働者は、釜ヶ崎を拠点としながらも、全国に散在する違法な労働供給業者（人夫出し・手配師・飯場を通じて・北は北海道から南は沖縄、時として海外にまで姿をあらわし、安価で流動性が高く、「使い捨て」のきく労働力として位置付けられ、経済の下層部分を支えている。

日雇労働者の置かれている立場の困難性を、もっとも端的にあらわすものが「アオカン（野宿）」であり、官報に掲載されている「行旅死亡人公告」である。

アオカン・行旅死亡は、釜ヶ崎、日雇労働者の上におおいかぶさっている諸問題の集積の結果であり、また一般的に「人道上」の問題としても、世間の注目を集めることが多く、社会の側の病理現象としてその対策が訴えられることが多い。

釜ヶ崎の諸問題の集積の結果であるから、アオカン・行旅死亡から問題点を逆照射し、解明しようとすることは正しいが、個々の具体例、人生に充分とらわれ、社会とのつながりをみる視点を確保しない限り、悲惨さのみを伝え、抽象的なヒューマニズムを説く例証の一つになるだけであろう。

「釜ヶ崎資料」は、釜ヶ崎解放への道筋を多様なものとしてたどりえるための、一つの素材となることをめざして発刊される。

### 釜ヶ崎資料センター会員募集

二年程前から釜ヶ崎の三角公園近くのアパートの一室に、ピラや本を集め、ほぼ毎週土曜日、あつまりをもってきた。アパートの取り壊しのために、現在は「旅路の里」の一室に場所を移している。三年目をむかえるにあたって、広がりをも求め新会員を募集することにした。

- 一、会費―年間五千元（「釜ヶ崎資料」購読料を含む。定例会への参加・資料センターの利用可）
- 二、資料相談（実費負担）―問い合わせに応じ、釜ヶ崎に関する資料・レポートをおくる。



戦前期釜ヶ崎社会史の諸問題

—動態的理解のための予備作業—

# 戦前期釜ヶ崎社会史の

## 諸問題

動態的理解のための予備作業

## 本問啓一郎

はじめに

戦前の釜ヶ崎に関する文献は同時代のものを除けば決して多いとは言えない。個別領域、労働の問題であれ、教育の問題であれ、さまざまな課題を抱えていたにも係わらず、それらへの関心の低さはそれ自体として問われねばならないほどである。末端的で、社会全体の動向から取り残された、また停滞的なイメージがそこになかったであろうか。貧困の例証としてのみ問題とされ、社会的な構成とは無縁のいわば閉ざされた、「通常」の社会の枠外にある空間として「獵奇」的な関心の的とは成りえても、社会的構成の全体像の中に占めるべき位置をもつものと意識されることは少なかった。

このような釜ヶ崎に対するまなざしの在り方は、釜ヶ崎住民に対する関心の寄せ方とも無関係ではありえないであ

ろう。犯罪や性的な、あるいは社会的な逸脱についての関心の集中はこのような関心の背後にある社会的な衰弱、ないしは閉塞をも同時に照らしだすものであるが、それはまた支配の現実形態としての行政の在り方とも無縁ではない。明治以降の都市下層社会がさまざまな生活上の変動を経験しながらも現代の「中流社会」につながっていくものであるならば、その過程のなかで釜ヶ崎はいかなる変容を引き受けてきたのであろうか。それは日本近代の正史の一面をなすものに他ならないはずである。

元来、戦前の釜ヶ崎にあっては釜ヶ崎総体を寄場として捉える視点はなかったと言つてよいであろう、またそれにはそれなりの根拠があったのであるが、寄場に対する研究には経済学、特に労働経済の観点からのもの、あるいは社会学的な接近、しばしば病理学的な理解が前面化するのであるが、都市社会の一面としての理解、さらには社会福祉の対象としての貧困研究等といったものが考えられる。ここでは特に接近の方法を限定せず、同時代の史料を元に釜ヶ崎の戦前・・・もちろん幾つかの段階区分を要するのであるが・・・と戦後・・・こちらについても同様である・・・の連続と非連続を、全体的な社会構成の変動の中に探ることを基本的な課題としたい。

もとより全体的な社会像の推移も未だしの感が強くなお重要な史料の検討も残されており、ここではとりあえずの問題点が列挙できればと思うだけである。



いま、ひとつ重要な論点として釜ヶ崎史を構想する上で欠かせないのは、都市下層社会の中で占める位置にかかわる問題である。周知のように江戸期に形成された長町を前身とする釜ヶ崎という捉えかたは極めて一般的であり、史実として全く争う余地のないものであってそのような歴史的な捉え方が、前述した戦前と戦後の連続と非連続という問題領域と重なることは言うまでもない。しかし、地域社会の現存性は他の地域社会との交通関係の中に見出すことが出来るものであり、下層社会としての釜ヶ崎もその例に漏れないはずである。例えば木賃宿（以下ドヤと略）を釜ヶ崎の名物とする見方は遅くとも大正の中期には明瞭になる（注二）が、ドヤの下層社会に占める位置はいかなる変動を経験したのであるか。また当時密集地域の代表的な家屋とされた長屋居住者とドヤ居住者との関係はいかなるものであったろうか。問題はさまざまな領域に波及するが、地域的な関連の問題はたんに大阪だけに留まるものではなく、全国的な視野・・・直接的には労働市場の形成の問題につながるが・・・のうちに捉えられねばならないであろう。

最近、都市下層社会について幾つかの新たな研究が提出されており、また長町については従来知られなかった史料による「移転計画」についての研究も見られるようになった。釜ヶ崎についても新たな史料の発掘が望まれるところであるが、既知の史料でとりあえず満足するしかないのが

現状である。

先にも触れたように、以下は幾つかの限られた史料によるものであって戦前期釜ヶ崎社会の全面的な理解にはほど遠いものである。また社会構成の全体的な動向との関連についての考察も決定的に不十分であり、その点でも他日を期するしかないが、動態的な理解のための予備作業に幾分でも資するところがあれば幸いである。

## 一 地名としての「釜ヶ崎」の消滅

この問題については本誌創刊号小柳伸顕著「なぜ「釜ヶ崎」は残されたか」に基本的に言いつくされている。ここで改めてこの問題をとりあげる意味はあまりないが、従来の見解をいくつか紹介し、それに係わる問題について考えてみたい。

①川端直正説 これは小柳論文にもとりあげられたもので「西成区史」で展開されているものである。すなわち「釜ヶ崎」は一九〇〇（明治三三）年の南区における町名変更によって消滅した。この説の前提には大阪市の第一次市域拡張（一八九七（明治三〇）年 四月）時に今官村の字であった釜ヶ崎は全て市域に編入されたのであり、市域拡張後の今官村には字釜ヶ崎は存在しなかった、という判断がある。ここから当然のことながら何故関西線以南の地域



．．．元来釜ヶ崎ではなかった地域とされている．．．が釜ヶ崎と呼ばれるようになったのが問題とされるが、それは不明のまま放置されている。

②広瀬久也説 これは川端説の対極にあるもので「地図にない町の歴史」に記されている。それによれば釜ヶ崎という地名は第一次市域拡張後も今宮村に存続し一九一七（大正六）年町制施行時にまず「水崎町」と変更し、ついで「東入船町」「西入船町」としたというものである。「水崎町」は通説としては南区における町名変更時に字水渡と字釜ヶ崎とのそれぞれ一字をとって作った地名とされており南区の町名なのである。

④郡昇作説 これは「日本の玄関・釜ヶ崎」のなかで神原呈治の話として記されているもので、大体、広瀬説と同様であり、釜ヶ崎は西成郡今宮町大字釜ヶ崎字甲岸といったが町制施行時に名称を変更したというものである。広瀬説はこの郡説を基礎にしたものであろう。

⑤天平元一説 「釜ヶ崎変遷史」にあるもので郡説をより明確にしたものである。つまり釜ヶ崎は関西線を越えて抜がっていたとするもので「入船」なる名称は第一次市域拡張時あるいは町制施行時に出現したとするものである。なお一方で天平説では「釜ヶ崎」が消滅したのは一九〇〇年と川端説を踏襲してもいるのである。

字名の変更時期がいつであったのかは格別生産的な議論

とは思われないように見える。たしかに「その地域がどのような歴史をもったか、この方がより重要であるからだ」（『釜ヶ崎変遷史』）とも言えようが、地域はまた何がしかの視線を浴びて存在するのであり、その視線がいかなる質のものであったかも当然のことながら歴史に属する事柄である。釜ヶ崎は言うまでもなく一九二二（大正一一）年に東・西入船・甲岸と名称変更されたのである。正規の地名を俗称とする背景にある地域の実態やそれへのまなざしの問題は名称変更の時期の確定を抜きにしては語れないのである。

なおいわゆる一九六一（昭和三六）年の第一次暴動直後の「毎日新聞」（八月五日）には名称変更の時期には触れず釜ヶ崎が東入船・西入船・甲岸の各町に該当すると書いている。

字名の変更がいかなる意図のもとに実施されたかについては不明の点が多い。一般的には望ましからぬイメージの一扫があげられているが、この字名変更は今宮町全体に及んでおり、また新字名も出現している。また区域の変更も一般的であった。否、従来のままの字はなかったといつてよいであろう。さらに釜ヶ崎という字名だけが悪いイメージであったかは問題である。今宮なる名称をもって釜ヶ崎地域を俗称することもあったようであり、釜ヶ崎なる名称を消滅させれば済むといった問題ではなかったようである。なお、第二次市域拡張（一九二五（大正十四）年）によつ

て今宮町は大阪市に編入されるが、その際町は新区名を今宮区とするよう大阪市に要望している。結局のところ今宮区なるものは誕生せず、これまた由緒ある西成なる名称を冠した新区が出現したのであるが、今宮についてはその後も官公庁の名称・・・例えば今宮警察署、今宮職業紹介所等・・・としては存続したし、また社会事業の機関として活動した方面委員についてもこの名称が冠せられていたのである。さらに釜ヶ崎についても大正の終わりには臨時労働紹介所の名称として復活(?)しており、また派出所名としては大正期から第二次大戦中まで何ら変更をこうむる事なく存続していた。

釜ヶ崎なる地名の消滅についてこれまでさまざまな推測がなされてきたのにはいろいろな事情が指摘できる。まず第一次市域拡張時の拡張区域の設定がある意味で単純すぎたことがあげられる。第一次市域拡張の区域が大阪府によって明かにされたのは、市域拡張の前年一八九六(明治二十九)年七月十日の大阪府告示第一八五号であったが、それには今宮村についてはただ「西成郡今宮村ノ内大阪鉄道線路敷地南端以北・・・」と記されていただけであった。そして新南区の町名変更が続くなかで今宮村における釜ヶ崎の存続は忘れられていくわけである。

ただこれ以降についても今宮村釜ヶ崎という表現が見られないわけではない(注三)が、行政の側にも誤解と混乱が見られることは事実である。戸口調査において俗称とし

ていることは前記小柳論文にくわしいが、その他にも現在では考えられないような混乱が散見できる。例えば一九一七(大正六)年の「米騒動」において逮捕・起訴された人々の住所について西成郡今宮町大字今宮という記述とともに今宮町飛田という記述がみられる。言うまでもなく飛田は天王寺村字堺田の俗称であって、今宮町とは隣接しているものの行政区画としては全く別のものである。(注4)

このような誤解は明治期にも見られる(注五)。又「今宮町志」の字名変更についての簡単な記述とも無縁ではないだろう。さらに釜ヶ崎が地名として消滅した、一九二二年に刊行された「大阪府志」(井上正男著)には第一次市域拡張時に「釜ヶ崎」全体が新市域に編入されたと受け取られかねない記述があったことも看過できない。

## 一 形成にかかわる問題

釜ヶ崎の形成についてはさまざまな問題が指摘できる。まず時期の問題があり、また長町移転計画や宿屋営業取締規則の制定、第五回内国勸業博覧会の開催、市電の設置等による長町の解体と第一次市域拡張との関連のなかで釜ヶ崎の形成をどう位置付けるのかという問題があり、さらに初発の釜ヶ崎の性格の問題がある。

もとよりいまここで指摘したような問題に答える準備はいかほどもないが、とりあえず以下では長町移転計画や第



一次宿屋営業取締規則、長屋建築取締規則が出現した一八八六（明治一九）年の問題と初発の釜ヶ崎の姿、それに釜ヶ崎の形成に大きな意味をもったと思われる燐寸工業について若干触れることとしたい。

# ①一八八六年の意味するもの

従来から釜ヶ崎の形成について長町の移転計画や第五回内国勸業博覧会の開催との関連が論じられてきた。しかし両者には一五年・・・勸業博の開催決定は開催年より三年ばかり以前になるから実際にはこれよりも少し短くなるが・・・ばかりの隔たりがあり、その間に生じた事態が看過されがちである。また長町の移転計画と宿屋営業取締規則や長屋建築取締規則との関連もあいまいなままであった。さらにこれら一連の一八八六年の動きを大きく規定した国家的な要請も不問にされていた。

これらの問題について最近ようやく新たなアプローチが試みられるようになった（注六）いささか図式的になるがこの年の基本的な流れを示せば、一つは六月の内務省訓令第七号の発布とそれによる一二月の第一次宿屋営業取締規則の制定であり、いまひとつは前年来のコレラの大流行から要請された清潔法の施行、さらには長屋建築取締規則の制定・施行である。これらを統合するかの動きが八月になって明かになった長町移転計画であった。この年の移転・排除計画については先に四区二郡連合町村会の動きを中心に

に不十分ながらも触れたことがあるので、ここではたちいらない。

問題はこの移転計画への反対運動をも含めた一連の動きが計画の流産という形で終息をみた後に、宿屋営業取締規則が発布されたことである。この第一次規則（これ以降府は四度同規則を制定・施行するが、それについては下ヤを中心に幾分かは触れたので、その点については問題としないことにする）の意図するところはその前文とも言うべきところで語られているが、夏以降の動きの中ではやはり下ヤの営業を大阪市内で禁止したことが重要である。訓令では特定地域での営業が規定されていただけであり、従来から大阪府にあっても同様の規定は見られた（江戸期からと言うべきであろう）のであって、その意味では格別の対応は不要であるとも言えたのであるが、市内での営業禁止が打ち出されたのは長町移転問題の存在が大きい意味をもったと言える。

なお当時長町には「明治一九年大阪府統計書」によれば二八軒（とりたてて南区、あるいは日本橋等の指定はないが、前記のように下ヤの営業は長町以外には認められていなかった）のドヤがあったが、かりに一軒当たりの居住者を五十人（一九二一（大正十）年の一軒当たりの居住者は九二人であり、一九三五（昭和十）年のそれは八一人であった）とすれば千四百人もの人々がドヤ住まいであったことになる。さて当時の長町移転の対象者をおおまかに六千

人とすれば、その約二割がドヤ住まいということになり行政としても無視出来る数ではなかったと思われる。(注七)

それはともあれ、より重要なのはいわば大阪府に利用された形に見える内務省訓令の背景である。たしかに前年来的コレラの大流行は無視できない。一八八一、二(明治一四、五)年の大流行(それぞれ二〇一八、二六〇四人の患者に対して一六八三、一九二九人の死者が出た)の後、一八八三、四(明治一六、七)年には患者はそれぞれ八一、八五人と激減している。(なお死者は四六、四七人)(注八)そして前年の一八八五年の患者は二二一五(死者は一八六〇)人となったからそれへの対策が真剣に論じられたのは想像に難くない。

しかしコレラ対策はたんなる伝染病対策以上の意味を當時の日本ではもっていた。すなわちそれは明治国家の国家理念たる富国強兵を阻むものとして避けて通れぬ国家的な課題であった。近代国家形成という課題は当時の文脈ではひとつには条約改正という対外的な関係に係わる問題としてあり、また国内問題としては西南戦争から自由民権運動を経て帝国憲法の発布・国会開設へいたる政治的な支配体制の構築があり、これらが具体的な日程に登ってきたのが八六年の状況であった。条約改正にせよ、憲法制定にせよ政治にかかわる問題であったが、また當時は鹿鳴館の時代欧化主義の時代でもあった。

しかしこの一八八六年の重要性はそれに尽きるものでは

なかった。明治新政府は一方では旧制度を破壊し、資本主義発展の阻害物を除去するとともに、他方では積極的に資本主義的な生産様式の育成にも力を注がねばならなかった。先進的な帝国主義列強のいわゆる外圧のなかで、この過程はきわめて困難な課題であり、社会的な歪み・矛盾はより拡大される形で進行した。

前者は慶應義塾、秩父分等の旧秩序の解体作業であり後者は地租改正、新政治体制の確立にかかわる問題であったが、これらへの反対運動は士族反乱や農民闘争・自由民権運動として勃発した。これら反体制運動への弾圧・事後処理に要した費用は紙幣の乱発という結果を招き、とくに西南戦争以降は猛烈なインフレーションが進行した。そのため物価の上昇著しく、例えば一八七六(明治九)年の米価は五円一銭であったが七八年には六円三銭、八〇年には十円四七銭となっている(注九)。紙幣価格の低下は有価証券の下落を招き、いわゆる士族の没落を推し進めることとなった。このような急速な旧秩序の解体は膨大な貧民の形成過程でもあった。

一方このようなインフレの昂進は財政をも圧迫し資本主義育成をも困難なものとした。ここで新たな財政政策が登場することとなるのである。すなわち松方財政による紙幣整理がそれである。この一八八〇(明治一三)年から開始されたこの政策は物価の急速な低下(八二年には米価は八円八六銭となり、八四年には五円一一銭となった)を招き



農民層の窮乏化・プロレタリア化はドラスチックに進行した。また貿易・商工業の不振は経済全般の不況を生起させ破産企業を多く生み出した。

このデフレ政策は通貨の安定を目的としたものであったが、一八八六年に至りようやくそのメドがつき、近代的な信用制度・国家財政の確立をみるようになったのである。この時期から始まった企業勃興は翌年からの鉄道ブームに象徴されるが、一八八六年のもつ意味は日本の資本主義形成の観点からは一種の転換点をなすものであったと言える。

さて第一次宿屋営業取締規則の施行は八七年の四月であったが、それについて朝日新聞の伝えるところはきわめて示唆的であり、大阪府当局の意図を明確にしている。

木賃宿営業の者は西成郡難波村字南河原、木津村、(中略)等に限るべしとの事に規則を改正せられ来る四月一日より施行する事となりしに就いては免許区域外の地即ち長町等にある同業者は昨今免許地を見廻り家屋並に土地を購求せんとするの模様あるを以て難波村・福島村等の戸町役場は更なり人民等は心に痛し只さへ貧民の多い処へまた長町辺から押込れては税金を不納する者も猶更殖あ田畑杯も荒されるで有うに此様な事なら先に四九二郡連合会開設の時長町の移転を賛成したればよかったにと悔んであるもある由なるが所謂跡の祭なるべし(一八八七年三月二日)

八六年の長町移転計画の頓挫以降も府当局は移転計画自体を放棄したのではなかったことは、翌年の七月の「千日前興業場等禁止令」によっても明かである。その経過についてはここでは立ち入らない(注一〇)がこの計画自体が最終的には九三年に取り消されるが、それには宿屋営業取締規則や長屋建築取締規則の施行以外に後述する燐寸工業の発展も無視出来ないであろう。

八六年の諸規則の制定やそれに続く施行によって長町はいかなる変容を遂げたのであろうか。先に引用した朝日新聞の記事以外にも幾分かはドヤの移転がなされたことが報告されている(注一一)が、それについて「日家賃をとる長屋の形態」として存続したとする説(注一二)と「強制力」をもって諸規則が施行されたとする説(注一三)とがある。

しかしながら、「日家賃」は当時だけでなく、大正期にはいっても格別珍しい賃貸の形態ではなかった(注一四)し、また「強制力」がいかなる有効性を持ちえたかについてはその同時代の報告(八八年のものや九〇年のものがある)の記述は八六年以前の状態と格別の変化はないように思われる。より重要なのは当時の長屋、特に裏長屋とドヤの状況とは大きく隔たったものではなかったということである。ただ街路に長屋がとくに不良長屋が面することはなくなったとは言えよう。

大我居士の記す長屋の状況(四畳半に祖父母・当主夫婦

その子供四人、当主の兄弟、そして同居人の一人が生活している）はドヤの大部屋と格別変わらないといつてよいであろう。かえって九畳に一五〇六人が入っているドヤよりも悪い位である。

一八八六年の幾つかの動きが長町居住の下層の人々にとつてけつして歓迎できるものでなかったことは明白である。長屋やドヤの一定の改善は家賃・ドヤ代の高騰を必然化したであろうし、移転は生活の基盤喪失を意味したからである。

## ②初発の釜ヶ崎

一八八六年以降、第一次市域拡張に至るまでの時期についての長町・釜ヶ崎についての史料は乏しく、今後の発掘がまたれるが、市域の拡張以降についてはいくつかの文献を挙げる事ができる。

いまそれを年代順にあげれば次のようになる。括弧内は執筆年代である。

イ『日本の下層社会』（一八九八（明治三一）年）

ロ『職事情』（一九〇一（明治三四）年）

ハ『大阪市不良住宅地区沿革』（不明）

ニ『自強館・昭和八年度第二三次事業報告』

ホ『日本の玄関・釜ヶ崎』（一九七〇（昭和四五）年）

これらの記述からさまざまなことが想定できる。簡単に要約するとイでは八八年の「不潔家屋」の強制立ち退きと

構内工業の発展によって面目を改め、戸数も三分の一に減少したこと、そして名護町の貧民は天王寺村・今宮村・木津村に移転していったことが述べられている。

ロでは長屋建築取締規則によって長町は総て改築され今宮村近傍に移ったとされており、同じ程度の長屋（間口二間奥行二間半）でも市内日本橋筋では日八〜十銭であるが、今宮村では四銭であったと伝えている。

ハは、一九〇二年（明治三五）年頃までは紀州街道に沿って旅人相手の八軒長屋が存在していただけであるが、東区の野田某氏が始めて労働者を対象とした住宅を建設した。しかしなお百軒足らずの寒村であった。のち大阪市の発展によって下寺町・広田町の細民が南下したとされている（注一五）

ニは一九一二（明治四五）年開設された自強館（日露戦争後の不況といわゆる社会主義運動の勃興への危機意識を具体的に表明した戊申詔書を契機に設立された単身労働者を主たる対象とした宿泊施設である）の事業報告のなかにみられるもので、勸業博開会前三年前からその準備がなされたが、その一つとして日本橋筋一丁目から五丁目恵美須町交差点方面の道路を拡張し半強制的浄化政策が断行されたという。これにより長町は一朝にしてその面目を一新したが長町から追い出された人々が今宮村に流入した。なお今宮村は大小百余戸の木賃宿が軒を並べていたが旧長町が清くなればなるほど今宮村は暗黒の度を増したと伝えている



る。

ホは時代も新しく幾つかの文献を元に貴重な聞き書きを集めた資料集としての意味もあり重要であるが、そこでは『貧天地飢寒窟探検記』にいう今宮とは釜ヶ崎付近を指すとして一八九二（明治二五）年頃には一軒木賃宿（この梅之屋は昭和初期まで存続したという）があったが、本格的に人家が密集しだすのは勧業博や市電南北線の敷設（一九〇八（明治四二）年）による長町やその周辺の細民窟（新台湾・薬缶長屋等）の強制移転以降であったとしている。

この五史料でもいくつもの矛盾・食い違いを見出すことができる。その一つひとつについてあげつらうことはあまり生産的であるとも思えない（イ・ロは勧業博以前のものであるから当然ながらそれへの言及はない）が、従来から問題とされてきた移転ないしは密集の段階およびそのパターンについては触れねばならない。すなわちひとつは第一次市域拡張が決定的な画期となつて強制移転が行われ、長町からの直接的な流入があったとする理解であり、いまひとつは一八八六年の二つの規則により徐々に長町からの移動があり、一部は長町から周辺の地域（下寺町・広田町等）への定着もあったもののそこから釜ヶ崎への再度の強制移動があったとするものである。段階的な移動やその契機を何にするか（勧業博あるいは市電南北線）については種々の理解が考えられようし、それぞれが真実の一面を捉え

ていると思われる。（個々の釜ヶ崎住人がいかなる経路を辿つて釜ヶ崎にやってきたかはその時期の特性を写しだすものとして重要であるが、他の細民地区からの流入の契機として市電の敷設以降も公的機関の建設が指摘できる。昭和初期の旧長町周辺での改良住宅建設の影響の事例は有名であるが、それまでも中央電話局戎分局の設置（一九二四年）、日本橋小学校の増改築（一九一六年頃）等もある（注一六））

ただ、どのような契機を重視するにせよ、釜ヶ崎の形成を考える際、公的権力の意図・・・ある場合は条約改正のための条件作りであったり、またある場合には資本主義の基盤整備であったり、さらには天皇制の強化・宣伝であったりした・・・を無視することはできないわけであるが、他方このような支配の動向とはとりあえず別に資本主義そのものの発展に規定された釜ヶ崎の展開という側面も看過してはいけないうちに思われる。

すなわち次にとりあげる隣寸工業の勃興がそれである。

### ③隣寸工業の展開

隣寸工業については幾つものことが語られねばならないが、ここでは簡単にその特性について触れるだけに止めた。すなわち隣寸は明治初期に技術の移入をみてその発展の道を辿った工業であるが、明治十年代には早くも輸出をはじめており、中国・インド等においては欧米諸国と激し

い商戦をくりひろげ、明治中後期には輸出全体のなかでも一定の比重を占めるようになっていた。もちろんその発展はかならずしも順調であつたわけではなく企業規模も小さく国内にあつても過等競争の傾向は強かつた(注一七)その後燐寸工業は第一次大戦中に火事場泥棒的に欧州にまで市場を拡大するが、大戦後は欧州で生産の再開と日本産燐寸の主流を占めていた黄燐燐寸製造の国際的な禁止によって急速にその勢いを失つていく。すなわち大阪府下の燐寸工業の生産高(万ダース)は一九一九(大正七)年には一〇一六六であつたが、翌年には五九二七となりその次の年には四六四四となっている。そして二六(昭和二)年には一一三八となつてしまふ。

燐寸工業の発展を支えたのはよく知られているように「保護職工」と呼ばれた婦人・少年職工であつた。その実態については前記「日本の下層社会」や「職工事情」に詳しいが、しかし幼年工についてはその比重を減少させているのもまた事実である。すなわち「職工事情」での数字では一九〇〇(明治三三)年九月から翌々年一月までの調査で総数五三三〇人中一五才未満のものは一〇〇三人(一八・八%)であるが、一九一五(大正四)年ではおなじく二六四五人中九三七人(三五・四%)となっている。その後二五(大正一四)年、一・二%、三〇(昭和五)年、五・八%となっている。

その他に燐寸工業の特性として看過できないのはその工

場がしばしば火災を起こすなど危険なものであり、一般には人家の密集しない地域での建設がすすめられたこと、また先に触れたように黄燐燐寸については特に職業病が不可避となつてしたこと、さらに資本構成について有機的構成の高度化を促進する条件が安価な労働力の大量の存在によつて阻止されていたことである。

しかし、釜ヶ崎形成という文脈では以下の点がより重要である。すなわちその労働力の調達はその初期にあつては燐寸工場近くの細民地区の長屋やドヤからの通勤職工によつていたことであり、またその募集も募集人の手をわずらわすことなく、張紙等によつていた点である。これらの点は当時工場労働として大きな比重をしめていた繊維工業と著しい対照をなすものと言えよう(注一八)。

大阪府下における一九〇五(明治三八)年までの燐寸工場の創設の状況は付表一の通りである。(注一九)また一九〇五(明治三八)年の地域別燐寸職工数は付表二の通りである。

これらの表から燐寸工業の中心は大阪市内及び西成郡北部であつたこと、そしてそのうちでも市内南区におけるその規模は群を抜いており、一工場当たりの職工数は府下平均の一・九倍であることが知れる。なお「労働調査報告第六輯」には大阪市内及び接続町村における職工数百人以上の工場名簿(一九二〇(大正九)年四月調査)が掲載されており燐寸工場について先の名簿と比較すれば工場数につ



いては三〇から八に減少しながらも一工場当たりの職工数では二〇六・一人から二二三・〇人へと増加している。この兩年の生産高(万ダース)・・・府下全体のものであるが・・・は一二七九七から五九二七となっており、生産は縮少しつとも集中は進行したと言える。なお兩年の名簿にはともに電光社の名が掲載されている。

電光社については多くが語られねばならないが、まとめた史料とほとんど見つからず、今後の発見が期待される。簡単に現在までに知られている電光社についての事実を列挙してみる。

創立されたのは一八九六(明治二九)年であった。今官村の釜ヶ崎に隣接する地域(大阪市には第二次市域によって編入されることになる)に社宅付の燐寸工場としてである。職工数は一九〇一(明治三四)年から〇五年までについては知ることが出来た。〇一年には一三〇人、次いで一〇人、一二〇人、一三八人、一三八人となっている。先に触れた『労働調査報告』によれば一九二〇年の数字では男子工一二〇人、女子工二七三人、計三九三人となっている。しかしながら三年後には『大阪府工業概要』によれば九五人と激減している。この間には電光社の今官町から中河内郡龍華村への移転がある。元来中河内郡は付表一・二からもわかるように明治二十年代のはじめから燐寸工場が操業を始めており、大阪市の接続町村ではなかったが、規模としてもけっして小さくない燐寸生産地域であった。電

光社の移転当時、同じ龍華村には森井燐寸工場・浅野燐寸本地製造所が、また久宝寺村には合資会社土井商店第三燐寸工場が、操業しており、その他長吉村や加美村、楠根村にも燐寸工場があった。(注二〇)

電光社移転の原因ははっきりしない。がしばしば伝えられているストライキ(詳細は全く不明である)や老朽化を理由とする社宅・電光社長屋の撤去命令と無関係ではないであろう。その後の電光社については全く不明であるが、一五年戦争の開始以降戦時統制の拡大とともに燐寸工業も一九三六(昭和一一)年には日本燐寸共販株式会社が設立され、次いで一九四二年には日本燐寸統制株式会社に全面的に統合されることとなり、その段階まで存続していてもここに至ってその姿を消したものと思われる。(注二一)

いまひとつ電光社についての乏しい事実のうち目をひくのは『大正九年・大阪府統計書』に掲載されている、賃金水準の低さである。その当時各職種別の平均賃金を掲載するだけでなく、『大阪府統計書』に個別企業の賃金を具体事例として掲載することがあり、電光社もその具体例の一つとして掲載されていたのである。

すなわち 一九二〇年における電光社の男子職工で一五才未満の平均日給は八十銭、一五才以上のそれは一円であった。同じく女工はそれぞれ五五銭、六十銭である。この年の燐寸工の平均日給は男子の高位グループのそれは二円九二銭、中位グループは二円二三銭、下位のそれは一円三

四銭となっており、女工の場合はそれぞれ一円七五銭、一円一六銭、六八銭となっていた。いずれのグループでも電光社はその低さが目立つのである。なお参考までに男女とも一五才以上のグループについて、他の焼寸工場の事例を全体の平均賃金を付表三にまとめた。括弧内の三種の数字が大阪市内の焼寸工の平均日給である。

しかし釜ヶ崎の形成にとってより重要なのは電光社に社宅・・専用のものとして建設されたのか、一般の長屋の一部を使用したのかは不明である・・が、あったことである。先に指摘したように焼寸工業の労働力の調達には貧民街における貼札等によるものであり、社宅・寄宿舎による労働力のプールや募集人による確保はきわめて稀であった。

その点からも電光社長屋の存在は今宮村、特に釜ヶ崎がいかなる状態にあったかを示すものと言えよう。付表一からも明かなように電光社が設立された明治二十年代の後半は他地域、就中南区においても多くの焼寸工場の操業が開始されており、労働力の確保は今宮村にあっては容易ではなく社宅の設置は必然的なものであった。

作業上の特性・・火災等の危険性が高い・・から市街地を避けた建設になったものの労働力の確保にはたんに市内・工場周辺からの通勤職工だけでは不充分であったわけである。

そしてここから釜ヶ崎形成のひとつの要因が浮かび上がってくる。すなわち電光社による社宅・長屋の建設はた

に焼寸工業における労働力のプールという意味においてきわめて稀な事態であった以上の意味をもっていたのである。なぜなら焼寸工業における労働力の多くは前記のように婦人・児童であったが、彼等が長屋に、釜ヶ崎に居住するということはとりもなおさず、成人男子の労働者が釜ヶ崎に居住することをも意味したのである。

「職事情」に明らかなように、電光社長屋における職業構成では成人男子の焼寸職工は一人もなく、すべて児童婦人で占められており、その父親なり母親なりは力役・ないしは雑業的な職業に従事しつつ、社宅であるが故の家賃の割引（普通一ヶ月一円二十銭のところを二十銭から七十三銭も軽減されている）という「恩恵」（もとよりその建物の内実は貧弱であった）を受けつつ生活していたのである。

## 二 釜ヶ崎社会の形成

戦前の釜ヶ崎社会の変容については、その形成の問題に比較して言及されることは少なかったようである。ドヤについて語られることはあっても動態として捉えられることは少なく、その生活水準の低位性の強調や「異様」な生活習慣への好奇な視線が目につくぐらいである。

ここではドヤの数量的な動態、職業構成等について簡単に触れることにしたい。



# ①ドヤ

早くも大正中中期にはドヤを釜ヶ崎名物とする見方が一般にあったことは既に触れたが、軒数としては明治後期には三十軒近くの水準に達していたようである。当時、今宮村は平野郷警察署の管轄にあり、その数字は明確に捉えられないが、自置館創設に重要な役割を果たした中村三徳は一九二一（明治四四）年には木賃宿が四五十軒もあったと伝えている（注二二）

なお一八八六年から一九九年までの府全体の動向は付表四の通りであるが、九二〇九五年にかけ、摂津（今宮村もこの中に入る）及び和泉（のちに少し触れる岸和田町はこの中に入る）で幾分増加しているものの、その後は減少しているのが目につくぐらいであろう。九七〇九九年の大阪の欄に括弧付で数字が挙げられているのは市域拡張によって新市域に編入された地域の数字であると思われる。

その後は当時ドヤを管轄していた警察署毎の統計が現れはじめるため、かなり具体的にその動向がつかめるが、その要因、宿泊者の性格等については今後委ねるしかない。ただ注目すべき点が二・三ある。

一つは釜ヶ崎のドヤの数は大正初期に四十軒台に達した後はそれほど大幅な増加は見せず、昭和初期から少しばかり増加の傾向を示すことである。

またそれとは裏腹に一軒当たりの宿泊者数は徐々に減少していることである。このことが何を意味するのか、宿泊

者数自体の減少につながるのか、居住性の向上あるいは低下と結び付くのか等は今後の課題である。具体的な数字を挙げて見よう（なお付表四〇七も参照されたい）。

A 一九一七（大正六）年・・・村島帰之「ドン底生活」

四四軒に二六〇〇人・・・五九・一人（百七十八人と  
いう数字を長柄との比較で述べている箇所もある）

B 一九二二（大正十）年・・・内務省「細民集団地区調査」

四四軒に四一四五人・・・九四・二人

C 一九二三（大正一二）年・・・今宮方面委員「木賃宿調査」  
四九軒に四二二七人・・・八六・三人

D 一九三六（昭和一一）年・・・今宮署「釜ヶ崎簡易宿止  
宿人調」六五軒に三五〇六人・・・五三・九人

村島の別の著書（「生活不安」）では四十軒に三千人という数字もあるが、釜ヶ崎は第一次大戦を経て膨張してくがそのいわばトバ口にあたっての記録と言えよう。

さらに注目すべきことは一九一七年から二〇年にかけて郡部の主要なドヤ集中地区であった岸和田・鳳・富田林の減少が明確に見られるようになり、釜ヶ崎の相対的な比重が高まっていることである。これは宿泊人員の増加と軌を一にしているが郡部での減少の背景がいかなるものであったかは、あまり明確ではない。このような傾向は昭和期に入ってから続き、ドヤの大阪市内への集中、とりわけ今宮署管内、それに中津署管内への集中が顕著になってくる。構造については大正初期に描かれた、一階は家族対象の

個室で二階が雑居室というスタイルは基本的に変わらなかったが、一九二三年の今官方面委員による調査では、子供が多数いるドヤとそうでないドヤとはかなりはっきりと区別出来るのであり、構造とは別個にそれぞれのドヤの特性のようなものが窺える(注二三) これはまさにドヤが生活の場となっており、長期滞在の定着を意味している。

## ②職業構成

これについては、何度となく指摘されてきた。すなわち一つには生活水準の低位性を決定的なものにする収入が低く、不安定で熟練を要しない肉体労働が多く、またさらに現在では全く姿を消してしまい、その内容すら知れぬものをも含んだ、まさに種々雑多な職業群・・・雑業・・・が見られたことがそれである(付表八参照)

ここでは不十分ながらもそれなりの資料が得られる一八八〇年代の末、一九二一、二三年、それに一九三六、三七年の職業構成について比較してみたい。

予め資料について紹介すると一八八〇年代の末のものは鈴木梅四郎『大阪名護町貧民窟視察記』からのもので、南区の区役所、南署による調査である。総数は五一一人である。

一九二一年のものは前記した内務省の「細民集団地区調査」である。他地域の資料もあり、それらとの比較も重要であるが、ここでは立ち入らない。なおこれにはドヤの項

目もあるが職業についての調査にはドヤの居住者は含まれていないようである。対象はドヤ以外の長屋等に居住する世帯の世帯主の職業である。(なぜなら調査では世帯主の職業と明記されている一方、ドヤ居住の世帯は単身者も含めて二一八三もあり、また燈火使用の戸数調べの数がこの職業調査の対象数と近似しているからである。) 調査総数は一三四〇人である。

一九二二年は今官方面委員による調査であって調査対象者は二四七四人である。

一九三六年は今官署によるもの(総数は三四九九人)であり、三七年は大阪市社会部報告「本市に於ける密集地区調査」によるものであり、対象総数は二七三〇人であったが、これにはドヤは調査対象から除外されていた。

区分については雑業・力役・工業、その他としたが、前三類型の区分について、区分が困難なものもあるが、おおまかな目安としては意味があると思われる。なお無業・乞食や一見して都市下層の住民とは考えられないような職種・・・たとえば質屋業・土木請負業等・・・は対象から外した。その他と見なしたのは僧侶・自動車運転手・巡礼・農夫等である。

三時期を概観すれば雑業は第一期には半数以上も占めていたが大正後期には減少し一位の地位を力役型に譲ってしまう。しかし昭和初期には再度増加し一位になっている。また力役型は明治期には二割にも満たない状態であったが、



大正後期には急増し、六割以上にも達している。しかし昭和期には急減している。工業型は明治期には一割程度であったが、大正後期は長屋部分については二割近くに達している反面、ドヤ部分については半減し、昭和期になれば両者の差はますます拡大する。すなわち長屋部分については雑業型に次いで四割近くを占め、ドヤ部分については七分程度となっている。

長屋とドヤについての傾向は工業型について触れたように大正後期には長屋部分にあっては雑業型の減少部分が力役型と工業型の両者にまわったのに対してドヤ部分については雑業型と同じく工業型も減少しているのが特徴となっている。昭和期には長屋部分における工業型の比重は決定的に高まり、一方ドヤ部分にあってはその比重は相対的に低下してしまっている。

もとよりこれらの数字はとりあえずの区分によるものであって一つの傾向を示すものに過ぎない。長屋部分の調査は大正期は世帯主を対象にしているのに対してドヤ部分についてのそれは全有業者を対象としているからである。

また昭和期の長屋部分の調査では内職の調査も行われており、その総数一三九人を全て雑業型と見なせば、雑業型は四六・〇％となり、また工業型は三九・五％となる。力役型は一四・四％である。

いずれにせよ職業構成に見られる釜ヶ崎社会の変容は全体的な社会構成の変化と無関係ではなく全般的な労働市場

の動向との関連において考えられねばならないであろうが大正後期から昭和期にかけての大きな変化・・・雑業型の増加と力役型の減少・・・については幾つかの理解を与えることが出来よう。

即ち、雑業型・力役型の双方における変化である。力役型に適應しえない層の増加の問題として高齢化（これについては後記する）やその供給の問題（公的介入や人夫出し・労務供給業の動向）が注目されねばならないであろうしまた雑業型への流入層の性格として従来工業労働者として存在していた層の農村からの若年労働者の流入による排除と移行の問題がある。またその内部的な構成の変化（力役型での車夫の減少や雑業型での旧来型商品生産者や行商層の動向等）も重要であるがここでは立ち入らない。

また後に少し触れるが、大正期における力役型の増加はまさに、現在の釜ヶ崎労働者の主流を占める単身の力役型流動的労働者の登場の問題として捉えることができようがなおその説明は今後の課題である。

### ③世帯の変容

これについても先の資料をもとに考えてみたいが直接参考になるのは一九二一年のドヤ調査と三六年のドヤ調査である。長屋部分については二一年調査は世帯という側面からの接近は乏しく三七年との比較が困難である。

世帯員について単身世帯を除けば二一年には四五軒に八

四三世帯、二八〇五人が居住しているから一世帯当たりの平均人員は三・三三人であったが、三六年には六五軒に六六三世帯、二二七八人が居住しており平均世帯員は三・三六人となっている。つまり一世帯当たりの平均人員は一五・九人であり、一人ばかり増加したことになる。これはやはり注目すべきことである。

またこれは二四年の一つのドヤの調査であるが、そこにおける一世帯の一ヶ月の総収入は夫婦あわせて六四円とされている。これを三四〇三六年度の米価を基準に換算すると四四四一六銭となる。また三六年度の有業者一人当たりの日収は一四二一銭で一世帯当たりの有業者は一・八八人であるので一世帯の平均的な収入は五七四二三銭となる。どちらもおおまかな計算であるが、一応は世帯規模もまた収入も拡大していると言えよう。なお支出については三六年度の調査では不明であって比較は出来ない。なおその他にも断片的ではあるがいくつかの生計費調査があるがそれについての検討は他日を期したい。(注二四)

また単身世帯については、二一調査では一三四〇世帯がそうであるとされている、つまり全世帯(複數世帯と単身世帯)のなかの六一・四%となっており、また三六年度のそれは六五・九%となっていて幾分か増加していることになる。単身者の性格について直接語ってくれる資料はないが、ひとつの目安として全体の年令構成をみてみたい。二一年の調査では年令についての調査はないが二三年の調査

では実施されているので、簡単に要約・比較すると二三年では一三才以下は二二・五%(實数は九四九人)、五一才以上は九・四%(同四〇二人)で、一方三六年度の調査では一四才以下は二五・八%(同九〇四人)で五一才以上は一五・九%(同五五六人)となっている。すなわち高齢化が一定進行したわけである。なお壮年層たる二一才から五十才のグループでは二三年は六二・八%(同二六五四人)で三六年度には五四・八%(同二九二二人)と減少している。

#### ④居住者の形成

ドヤについて大正初期におけるまとまった文献のひとつである山崎源泉の「貧民窟探検記」は安宿(ドヤ)への流入について次のように述べている。

貧民世界のドン底は安宿であるが、此処に落ち来るまでには多くは貧民窟若しくは労働下宿を経由して居る。仕事を求めて地方から出て来る青壮年の男子にして、手藝もなく保証人も無きものは、是非なく先づ労働下宿に行く。下宿は万事を引受けてくれるから頗る便利ではあるが、営業者は仕事の間断を見込んで不廉なる宿料をむさぼり、極めて劣悪なる待遇を為るのであるから、労働者はその体力の消耗を補給するだけの營養を得ることが出来ない。随つて曾ては強壮なりし彼等の身体も、間もなく元氣阻喪して余儀なくもらんだに流るるやうになる。そして漸次劇しき勞



働に任へぬ程になると、下宿にも見離され、遂には安宿に墮ち来つて乞食類似の先曳などで日を送るのである。

出郷——労働下宿——ドヤという経路がここでは明かにされているがそのプロセスは労働力の磨滅のプロセスでもあった。またこのプロセスは次のような労働力の移動をもはらんでいた。すなわち労働下宿での会話の一部である。

記者「君は斯の道には慣れているね」

新参「ウム俺は生れは京都だが久しく関東地方を経巡つて、先々月神戸へ舞戻つて昨日まで働いてゐた。

神戸は造船所の仕事なら幾何でもあるよ」

単身労働者が仕事を求めて各地を流動していくというプロセスがここでは語られているわけで、未だ釜ヶ崎が現在のような寄場としての機能は十分形成されてはいなかったが、第一次大戦（この著もその渦中のもので青島陥落についての記事が出てくる）の前後からこのような労働者が大量に出現してくるわけである。その一部が釜ヶ崎をも通過しあるいは一時的に滞在するということも出てくるであろう。

いわゆる監獄部屋問題が論議されだすのは一九二〇年前後であるが、その背景には第一次大戦前後からの資本主義の発展が、特に建設土木業の発展がありそれに対応する労働

市場が形成されつつあったと言えるわけである。建設労働者の増加はそのことを雄弁に語っているのである。すなわち一九二〇年には五五万九七四八人であったが翌々年には六八万八二六二人となり、二九年には一三三万二〇二三人と急増しているのである（注二五）

そしてこの全国的な労働市場を支配していたのが募集人といわれる勞力供給業者であった。

このような単身の流動的な労働者の存在について貴重を資料を提供してくれるのが大阪市労働調査報告第十一輯「大阪市立の共同宿泊所に宿泊せる労働者の生活（モノグラフ）」である。共同宿泊所は単身の労働者を対象にした宿所を提供する目的で一九一九（大正八）年、今宮・鶴町・西野田にそれぞれ建設されたものでちに長柄・九条等にも設置された。この報告の対象となっているのは今宮・鶴町・西野田の三ヶ所の宿泊者九二人である。もちろんこれらの労働者を釜ヶ崎のドヤ居住の単身労働者と同一視することは出来ないが、ある程度の類推は許されるであろう。

釜ヶ崎居住者の形成との関連で幾つかの特徴を取り上げてみたい。年令は一九〇五六才で三五才以下が六三人で六八・五%をしめており、平均は三一・九才である。出身地は山形県から鹿児島県、朝鮮まで多地域に拡がっているが大坂を含めた近畿地方の出身者が二五人（二七・二%）で西日本にまで枠を拡げると五五人で全体の五九・八%を占めることになる。なお朝鮮出身者四人のうち三人が慶尚南

道の出身者であった。出身地で就学して家業手伝いあるいは最初の就業の後、来阪してそのまま居着いている人は三人（三五・九％）であるが、現在と同一の職種に就いているのは一四名であって、その他の人々は一〇二回の転職を経験しているだけでなく、出身地から大阪以外の地での就業を経ているわけである。当時問題となっていた北海道や樺太での土方部屋の経験者も五人いるが、その経路は九州から一人、東京（上野）から二人、大阪（中之島）から一人、不明一人となっておりその供給源は全国的である。

（注二六）さらにまた労働下宿の経験者は一三人で大阪十人、東京二人、八幡一人となっている。ほとんどの人達が就学後から農業を含む肉体労働に従事しており、自営業の失敗経験者は八人であるが、その内訳は米屋、米屋・薬屋、菓子屋、農業・行商、肥料問屋、メリヤス工場、染物業、果物商である。ついでながら、その職業構成は雑業型五人（五・四％）、力役型五三人（五七・六％）、工業型二九人（三一・五％）、その他が五人（五・四％）となっている。賃金（日給）が明かなのは四八人であるがそれは付表九にまとめた。大まかに言えば力型、工業型、その他（守衛・料理人等）、雑業型の順に賃金は低くなっており、また年令が高くなればなるほど収入が低下している。また力役型のうち親分持ちのいわゆる直行労働者は一五人で、具体的に寄場名・市場名をあげたのは一六名ではほぼ同数である。仲仕四人の平均日給は二円四四銭であるが、当時の大

阪市内の仲仕の平均日給は三円二八銭であるから二五％程度のピンハネをうけていることになる。なお手伝（十人）の平均は一円九五銭で二二％程度、土方（四人）のそれは一円八一銭で一七％程度のピンハネがあった（注二七）。釜ヶ崎への流入・居住者の形成についてはまだまだ明らかにされねばならないが、最後に昭和恐慌期の流入について二例ばかり紹介したい。いずれも労働下宿は經由しておらず地方からの直接的な来阪者で、大阪での何度かの転職後の流入である。最初は夫婦者、次は単身者である。

私共は日向生れでございます。国元では漁師をして居りました。ところが今年の六月ごろ村の懇意な人が不漁つづきのけふ日漁師でもあるまい、こんな時には大阪へ行つてひと稼ぎするに限る、大阪は賑やかで暮しよいところ、工場などでも賃銀をたんと呉れてその割に、働きも楽であると話すものですから、つひうかうかと益すぎにこちらにやつて来ました。ところが困つたことにとどの工場でも使つてくれませんし、持ち舟を売つてもつて来たお金はもう帰りの旅費にも足らないほどに減つてゐました。そこで私たちは仕事を漁りながらさつぱり方角の分らない大阪の街を盲滅法界にあるき通りとうとう口入屋の世話で二人共〇〇活動写真館の下足番になりました。私は日給八十銭、これはただ食べさせて貰ふだけでありました。ところが少しいひにくい事情がありまして一昨日そこを追ひ出されたので、



仕方なく漁師仕事があると聞いて神戸まで出かけて見ましたが駄目、昨夜はその本質宿に泊つて今大阪へ引返したところでございます。お金ですかお金はもう三十銭しか持ちません。

私はあれから紹介所の書付をもつてあちこちへ行つて見ましたが、どこも駄目でした。このごろは釜ヶ崎の宿にゐます。宿賃は二十五銭で、仲間の者四五人と一緒に泊つてゐるのでやかましいことです。他のやつは鑑札があるのでようございしますが、私はまだそれを持つてゐないので一日に一円儲けるのは中々の骨です仕事ですか、仕事は荷車の先引で、この綱をかういう風に肩にかけて重い荷車を引つぱつて加勢してやるんです

女房ですか、あいつもやつぱり釜ヶ崎に居ります。現在では私と別れて、私と同じ仕事をしてゐるとのじよのところにゐます。とのじよといふのはつまり情夫のことで、何しろ私がこんな風で一人口が覚束ないんですから仕方がありません

わつちや山口県のものでござりまして、今年の六月ごろ紡績にでもはいつて一と辛抱するつもりでやつて参りましたが、工場に入るには保証人がなけりやいかんちゆうことござりましたので、とうとうその方は諦めて御覧の通りアンコウになつてしまひました。仕事に出たら一日二四位にはなるんですが、この頃のやうにあぶれが多くては全く

やり切れません。いま少し世の中が景氣づいて仕事が多くなりなないと、わつち等はそれこそ人間の乾物になります。それにわつち等は稼いだ金をその日にやつつけてしまひますからなア。もう国から着て着たものも皆な売り払つて着のみ着のままこんな汚いなりです。朝飯をぬいたり昼飯を食はなんだりすることはあぶれ者が毎度やることで、そんな日にはかうして公園（天王寺公園を指す・引用者）あたりに出かけて青天井を見ながら寝ころんで居ります。少し空腹を我慢すればよいので氣楽は氣楽ですが、これで病氣でもしたら全く目もあてられません。（注二八）

#### ⑤ドヤの下層社会における位置

先に引用したようにドヤ（安宿）が下層のなかでも最低辺を形成していたことは言うまでもないが、その比重なり位置がいかなる意味をもっていたのかが問題となるが、全体的に視界を拡大するにはあまりにも課題が大き過ぎるので、ここでは釜ヶ崎地区内での長屋との關係に焦点をさだめたい。

何度も引用し参照している一九二一（大正十）年の内務省調査は長屋とドヤの双方を不完全ながらも対象にした調査である。その対象は「細民地区」であつたからであるが、その細民の範圍については必ずしも明らかではないが釜ヶ崎の細民は七六九三人とされておりそのうちドヤ居住者は四一四五人であつたからその割合は五三・九%となる。

一方一六年後の状況について社会部報告は具体的な細民の規定を明かにはしていないが、前年のドヤ調査による平均的な月収と同等の収入グループを比較対象としたい。三六年度の調査では有業者一人当たりの平均的な日収は一円二銭であった。単身者はすべて有業者とすると六六三世帯について一二四九人の有業者がいたことになり、一世帯当たり一・八八人が働いていることになる。月に二五日就業するとすればドヤの複數世帯の一ヶ月平均収入は五七円三四銭となる。社会部報告の収入階級は無、一〜三十円、三十一〜五十円、五十一〜七十円、七十一〜百円、百円以上に分けられているが、五十一〜七十円のクラスの半分以下をドヤの平均収入と同等をグループとすると一七・一六世帯になる。釜ヶ崎地区の一世帯の構成人員は三・五人であるからその総数は六千人になる。これと三七年のドヤ居住者三〇六三人（注二九）とを比較すると、ドヤ居住者は全体の三三・八％になる。大正後期と比較すればかなりの低下であると言える。なおドヤ居住者の平均収入はかなり高めであると考えられる（無業に近い人達も多く、収入の不安定性は長屋居住者よりも強度であったろうからである）。

要するにドヤ居住者の比率は低下しており、大正期の長屋居住者の収入を当時のドヤ居住者と同一と見なせば、同一収入階層におけるドヤの比重は低下している。

もし三七年における大阪市内におけるドヤ居住者の収入を釜ヶ崎のそれと同一とすれば、それに対応する長屋等の

大阪市内全体の居住者は四一九〇二人であり、ドヤの全居住者は四七〇三人であるので、その比率は十・一％となる。なお大正期の調査時点での大阪市及び接続町村（今宮町もここに含まれる）の細民の総数は捉え難く比較は難いが、当時の方面委員によっていわゆる第一種カードとして捉えられた世帯は一八七五で人員は五〇四八人であった（注三〇）ので、四五・一％がドヤの居住者（この第一種カード階級の中にもドヤ居住者が含まれているものもいようが、おそらく少数であるのでとりあえず無視することにする）となり、昭和期にはいってやはりドヤ居住者の比重が大阪市やその周辺部分においても低下していることがわかる。このようなドヤの比重の低下についてはなお検討を要するが、全体的な都市下層の生活水準の動向が焦点になると思われる。

#### 四 『行政』の動向

ここでは行政の釜ヶ崎対策を具体的に追跡することはせず、その時々々の面をなす行政の対応をとりあげてみたい。

釜ヶ崎と行政との関係は、一面において放置・無視であり、他面において温存・利用であった。元来行政のあり方を条件付けるのは国家支配の動向であり、社会的構成・特に経済的構成の水準であり、はたまた行政の対象とされた人々のあり方と意識である。より微細に釜ヶ崎行政の



条件を考えるならば、地区内における勢力関係を無視することは出来ない。ドヤ主やその他の自営業者の動向・利害は重要であり、しばしば行政のあり方へ強い影響を及ぼした。またその代替的役割を果たしたこともあった。この問題については他日を期したい。

行政に釜ヶ崎に対する包括的でそれなりに首尾一貫した対策があったのか、と言えど否と答えざるを得ないのであるが、その個々の局面をあとつけることは準備不足でもあり今後の課題としたい。

釜ヶ崎の、あるいは長町の問題を貧民の問題として捉える段階から、貧困の問題として、あるいは日雇労働者の問題として接近する段階へ、さらには教化・包摂の対象として、「高度国防国家」を支える戦士予備軍として指導する段階へと行政の対応を支える基本的な発想の転換いくつが取り出すことができよう。これらについて以下紹介してみよう。

### ①長町移転計画

これについては先にも断片的に触れたしまた本誌前号に不十分ながらも紹介することが出来た。基本的な発想は衛生・治安・風紀・あるいは体面を理由に地区として長町を難波村へ隔離してしまおうというもので、そのための費用を関係各郡・区に割り当てるという「遠大」な計画であった。貧民授産場を設置するとともに「住民は可成区域外へ

出さしめざる方法」を考えたというものであり、イギリスの「寄宿舎設置条例」や「普通寄宿舎条例」が参考にされたという（注三一）。イギリスの貧民政策・救貧法の歴史について論議する余裕はないが、その枠組としてイギリス社会における教会権力の重要さからその主体が教区におかれたこと、そしてそこにおける救済費負担の軽減がおおきな問題であったこと、さらにその一つの方策として教区居住についての厳格な制限や労役場（授産場）・「恐怖の家」が設置されたことは指摘しておかねばならない。このような重商主義段階の救貧政策はその後産業革命の進展のなかで院内救済の他に院外救済をも実施するというギルバート法が制定され最低生活費の算定とその不足分への手当支給うその内容としたスピーナムランド制度がつくられたが、ナポレオン戦争後の不況等のなかで見直しが叫ばれ、新救貧法が制定される。これは貧困と窮乏を区別し窮乏のみを院内処遇によって救済しようというもので、その根底には劣等処遇という原則があった。この新救貧法は一八四三年の制定であるが、長町移転について参考にされたというのは「労働者にして府内に住居するに堪ふべき資力なきものの為に郊外に寄宿舎を設置し之に住居せしむべし」という条例であったとされているが、先に少し紹介したように資本主義の一定の発展を前提にした労働者の住居の問題がここで課題とされたのではなく、原始的蓄積過程の中で大量に出現した流動的な貧民群を対象にした重商主義段階での

労役場制度・・・「院外救済よりも院内救済が安上がりであり、労役場の過酷な生活と労働が貧民に救済を受けることを断念させていわゆる救済抑制効果をもつという理論」に立脚していた(注三)・・・に近似しているように思われる。長町移転の場合は救済費についての顧慮がどの程度あったのかは疑問であるが、今後予想される経済的なあるいは政治的な負担を考慮しての大計画(新規の「課税」によるものでそれがまさにネックとなったのであるが)は客観的には原始的蓄積過程にあった日本の貧民政策として同様の時期のイギリスのそれと近似する局面を有していたとしても不思議ではないであろう。

## ②「下級労働者取締建議」

日本の社会事業の成立を画する第一次世界大戦の最中に「建議」された「下級労働者取締建議」は長町移転計画の流産後三十年を経てはじめて出された釜ヶ崎労働者対策であるが、そこには幾つかの問題を見出すことができる。

一つはこの間の釜ヶ崎の発展・膨張であり、それがいかなる階層によるものであるかということである。もとより釜ヶ崎の膨脹の実態と「建議」が課題とした問題とは必ずしも一致しているわけではないが、社会問題の発生をいわば告知するものであることに間違いはない。より具体的には「建議」の取り締まり対象となった下級労働者の大量の出現はその社会的形成過程や産業構造の中での位置等にお

いて戦後の、特に現在の釜ヶ崎労働者とすべての面で軌を一にしているわけではないが、戦前と戦後を結びひとつの環である。

いまひとつは、「建議」の主体の問題である。「建議」という性格から当然行政そのものの考えではなく、いずれも民間人であるが、四人のうち三人までが明治後期から釜ヶ崎もしくは四貫島で救済事業に着手していたことを考えあわせると、また発起人に相当する(「建議」の前説にもあるように「建議」そのものの発端は八浜の救済事業研究会での講演であったが、この研究会は方面委員制度の実質的な創始者である小河滋次郎の来阪を契機に当時の大阪府知事大久保利武の呼び掛けで設立されたもので府庁内におかれていた)八浜は救済事業研究会の有力メンバーであったことから判断して純然たる在野の「建議」であるとは言いがたい側面をこの「建議」はもっている。すなわちこの「建議」は釜ヶ崎等における「下級労働者」の出現と明治後期以来の民間救済事業の蓄積から生まれたものと言える。「建議」者は前記八浜は大阪職業紹介所(大阪職業紹介所(当時恵美須町にあった)主事北野職業紹介所常務理事であり、宇田徳正は自彊館館長、広岡菊松は大阪暁明館館長(労働下宿の多い地域であった四貫島にあった)と救済事業家であったが、残りの一人岩間繁吉は住吉署管内木賃宿組合の組合長であった。なお最後の岩間も後年今官方面の方面委員を務めている。



さらに注目すべきは「下級労働者」の性格、地域の有力者であった「建議」者からいかなる視線を浴びていたかという問題である。これは一見極めて具体的にのべられている。すなわち「定業なく路傍に立ちて職を求むるもの」「自暴自棄」「清潔の觀念に乏しく」「飲酒の爲め、感情興奮して肉感的」「好んで賭博を行ひ」「往來の婦女子に戯れ」と「風紀上実に看過すべからざる也」と斷罪されている。このような決めつけは戦後の現在でも格別目新しいものではないが、これが當時行政の代替的役割をになつていた救済事業家によってなされたことは記憶されてよいであらう。また前に紹介した中村三徳は自彊館の創設期について次のように述べている。

大阪自彊館の設立當時は關西線のガードが市郡の境界で同館の位置は西成郡今宮村に屬し、周圍は葱畑に囲まれてゐた。關西線のガードから約八丁を隔てて居る。開設當時の宿泊料は一人一夜五錢、(三歳以上十二歳未満半額、三歳未満無料)の低額であり衛生上最も意を注がれてゐたが市内にて終日勤務して帰宿する者に取つては七八丁の距離は可なりの苦痛であるから、薄志弱行者は兩側に軒を並べる木賃宿に吸い込まれて行く、殊に規律節制、禁酒、貯蓄衛生等を強ひられることを寧ろ苦痛とする者は自彊館に来ることを好まない、従つて割合に利用者少數の歲月が長く続いた。(注三三)

自彊館に対する労働者の感想は前掲山崎の「貧民窟探検記」に詳しいがここではこれ以上立ち入らない。

最後に内容について触れてみたい。「建議」は七項目の取り締まりを挙げているが基本は労働者の管理を鑑札を軸に警察による取り締まりを徹底することと労働下宿あるいは木賃宿営業者者に労働者管理の責任を負わせていることである。鑑札制度は明治期からの職業管理の方法であり人民支配の道具であつたが、ここではいわばそれから漏れた部分への管理・統制が目途されている。より具体的には警察署ごとにその数を制限すること、鑑札付与及び取消の条件がことごとく規定されているのである。

毎月一回所轄警察署に出頭せしめ、服装、操行等の調査を行ひ許可の条件に適せざる者に対しては鑑札を取上ぐる事

その他に寄場を限定しそれ以外への集合を禁止したことが見られる。

ドヤ主等に行政の代替的な機能(露骨には人格的な介入を意味するが)を期待することは戦前にも引き継がれていく。また前記の鑑札制度はその内容と趣旨を変えて現行の雇用保険制度に繋がっていく。

### ③ 都市社会事業の展開

一九一七（大正六）の「建議」がその後どのような経過を辿ったかについては不明であるが、「建議」に象徴される管理・取り締まり優先の救済事業的な施策が第一次大戦後一定の旋回を見せるのは言うまでもなく「米騒動」に起因する。いわゆる社会事業の成立であるがその基礎にある觀念は社会連帯思想であった。その社会連帯思想の具体化が方面事業であったが、その概要は従来の社会救済事業がその対象である「民衆生活の現実的狀態を詳査審明」するところが少なかったことからただ流行に流れがちであったことを反省し「社会測量」を行い、その上で救済方法の適否を判断しその徹底を計ることにあった。それは当然現存の事業の検討にもつながるとともに現実の生活の調査が何よりも重視されることになるのである。この実質的な創始者である小河滋次郎は方面事業の対象たる下層社会について創設（一九一八（大正七）年）後四年ばかりの経過を踏まえ次のような講演をおこなっている。

それから方面制度を何処に設けたかといふことです。大阪では府全体に本制度を施行しつつあるではありません。追々此の制度が運用された成績に依つて将来全府下に施行する事になるかは知りませぬが、先づ今日の所では一部分而も大阪市を中心として市に接続した郡部の町村が本制度施行地となつて居ります。換言すれば、先づ大阪の場末か

大阪に接続した隣接の町村であります。そういう場所は近来非常に発達して他府県から盛んに移住した人々が多くなり、丁度、マア一つの殖民地とでもいつた有様で種々の地方から参つた人が雜然として群集生活をする新開地・・大阪では新市街と申して居りますが、・・・そういう処を選んで施行したのであります。かういふ場所には生活の安定しない下層階級の人々が多数居住して居るが爲に、大阪市其の物に取つて一つの脅威をなし、其の状恰もいつ爆発するかも知れない火薬庫を眼前に控へて居る様なもので一種の禍源をなして居る。先年の米騒動もそういう方面の町村から勃発した訳で、大阪市としては最も警戒を要する区域であります。主としてさういふ処を選んで方面制度を施行した訳であります。・・・（注三四）

釜ヶ崎も「火薬庫」とされたわけで一八一九（大正八）年に今官方面が設置されている。しかしその実態は方面事業年報から見るとかぎりドヤ居住者の事例は少なく長屋居住者が多い。注目すべきはその内容として戸籍についての事例、要するに無籍者ないしは戸籍の消滅・不明についての事例が目につくことである。救済がそれに留まらず、「教化」・・・天皇制への包摂、その具体的な象徴が戸籍への編入であり、就学・徴兵であった・・・をも意図したものであったことが明らかにするのである。小河は別のところで次のように書いている。



救済と云ふことは必ずしも物質的にのみ限らるる訳でない。根本的に生活の安定向上を計つてやる、若しくは国民として又市民としての資格体面を完ふせしめてやると云ふことに就いては、寧ろ精神的方面に於て懇切周到なる轉旋指導保護監督を加ふべき仕事が多いためである。金を与ふるの前にパンを与へよ、パンを与ふるの前に仕事を与へよ、仕事を与ふるの前に先づ其の心の貧しきを救へと称する千古不磨の格言があり、(中略)

社会改良と謂ふも所詮は即ち過程改良に外ならぬと言ふて宜い。紛糾錯雜せる幾多の社会問題も、家庭關係の矯正淨化することによつて、少くも其の大部分を解決することが能きる。(中略)

学事統計の上では、就学歩合は九十九%を示し、立派に国民教育が普及してをるやうに表示されてあるが、細民階級の実際に就て調べて見ると戸々到る所に不就学児童あらざるはなきの事実である。これは蓋し出生届なり寄留届なりが漏れてをつて学齢に達した事実も分からず、また分かつても無寄留の關係から就学せしむることの能きぬが爲である。学齢になつても就学することが能きず、徴兵適齡が来ても帝国軍人としての国民的任務を果すことの能きぬ者のあるやうな家庭であつてはただに家庭其れ自体として不健全のものたるのみならず、国家全体の上から見ても之が爲めに禍ひせしめらるることのすくなからざるは言ふをまたぬ(注三五)

大正期、殊に「米騒動」後の行政、特に釜ヶ崎労働者に対する施策で重要なのは職業紹介事業が開始されたことである。ただ当時なお釜ヶ崎は大阪市には編入されておらず、市立の労働紹介所の直接の対象にはならなかったが、前記した「建議」に見られる労働者観をはるかに乗り越えた近代的な労働者観がその根底にあることを見出すことが出来る。とくに大阪市社会部による「日傭労働者問題」の意味は非常に重要である。そこには「建議」に見られた風紀上の問題を現象的に羅列し鑑札による管理という治安優先の取締まりという発想は消え、常用労働者や職人との比較を通して日傭労働者の基本的な在りかたが問題にされている。その背景にあるのは言うまでもなく第一次大戦後のいわゆる反動恐慌である。大戦中に膨脹した日本の資本主義はこの恐慌の中で大量の失業者を生み出さざるを得なかったが、それはまさに大量の日傭労働者の出現でもあった。社会問題としての日傭労働者の存在は「米騒動」の記憶とも相まって行政の課題になったわけである。その重要性について同書は次のように述べている。

別に失業は一般労働者にとつて致命的恐怖であるが就中日傭労働者にとつては死そのものとも云ふ可き生存の脅威でなくてはならぬ。何んとなれば不景氣又は事業の縮小に際しては日傭労働者が最先に失業し次いで常傭労働者中の低劣者が失業するといふ順序で、日傭労働者は常に失業の

第一線に置かれてゐるからである。

この意味に於いて日傭労働者は常習的失業者といふべきであるが、而もこの常習的失業者が現代社会には必要欠くべからざる機関となつてゐるるきである。

「常習的失業者」としての日傭労働者がいかなる状態に置かれてゐるのか問題にされ、種々の調査がなされてゐるが、その根本的問題は言うまでもなくピンハネでありそれについて幾つかの事例を挙げている。官庁供給入夫で一割六分（三十銭）の例、会社供給入夫で一割五分（三十銭）の例、あるいは建築手伝で二割六分（七十銭）の例、石炭仲仕で三割二分（二四二五銭）の例が示されている。請負の階段が多くなればなるほどピンハネの率も額も増大するが、これらの点を踏まえ「賃金立替払」制度が一九二二（大正一一）年から実施される。

之を要するに彼等の収入を増加せしむるのみならず其増加せる収入を蓄積せしめ以つて生活の安定を計らしめ、更に一定の作業に従事せしむることに依つて彼等の浮浪性を矯め之を熟練化し常備化するには、どうしても親方又は人夫頭による立替を罷めることによつてその弊から彼等を救出さねばならぬ。然し日傭労働者の多くは所謂その日暮しの極貧者であるから其日勤定でないとその日の生活を営むことが出来ない、而も諸官公署を初め一般雇主は概して月

拂又は半月拂の方法を採つてゐるから、これ等雇傭両者の間には親方又は人夫頭なる者ありて賃銀の立替拂を為し其報酬として賃銀の約一割乃至三割を利得してゐる訳で、これが弊を矯めるには何か之に代わるべきものを要するのである。

このような問題意識のもとに前記「賃金立替払」制度が発足するわけであるが、もちろんこれによつて問題が解決するわけではなかった。大阪市の社会部長をつとめた山口正は請負業者・親方・入方等の仲介機関の発生と存在意義について「通常日傭労働者を大口に需要する事業主たる官公署会社工場及び建築場並に貨物運搬等当該関係者」が「第一に日傭労働者を（中略）使用し指揮し且つ監督する適當なる監督者を欠き」「第二に自ら直接に常備するものに対しては如何に進歩せざるものありても今日相当扶助救済の方法を講じつつあるも日傭労働者のそれに対しては何等の道も開かれ居らず」「第三に賃銀の支拂」の方法の違いを挙げ、「故にこの種仲介機関は日傭労働者を紹介する紹介機関の任務をなし、疾病、災害及び失業並に一般生活保障の保険の機能を果たし、更に賃銀立替といふ金融機関の機能をなす」としている。もちろんこのような機能が十全に見られるのは飯場制度のみであると山口も断つてゐるが、このような中間搾取の機関を廃止するには「請負制度を廃し公益職業紹介署を通じて直接雇傭関係に立たしめること」



が原則であるがその前段階の処置として前記の「賃金立替私」制度と「各種の保険施設」、そして労働者の自治による「引き廻し」（日傭労働者の募集、引率、指揮、監督）を指摘している（注三六）

その後大阪市は各種の共済事業を財団法人大阪市労働共済会を通じて行いが、中間搾取の機關たる請負業者・営利職業紹介業者を駆逐することは出来なかった。

その理由は種々考えられるが、昭和期になっても一九三六（昭和一一）年の「現行日傭労働紹介の方法の要領」は次のように書いている。

大阪市の各局部課に於いても労働者需要に際しては暫時紹介所を利用せらるる傾向を見るも尚専ら人夫供給業者より供給せしめらるる所少なせず（注三七）

まさに戦後・現在につながる問題である。

#### ④一五年戦争下での動向

昭和期は不況とともに開始されたとはよく言われるところである。それは釜ヶ崎にとつては、否行政にとつては大量のアオカン者の出現としてあった。すなわち一九二五（大正一四）年の国勢調査によれば市内のアオカン者は七七七名であったが一九三〇（昭和五）年のそれでは三倍の二四一名に急増しているのである（注三八）。この数字は

まさに昭和恐慌下で日雇労働者がいかなる犠牲を強いられたのかを雄弁に物語っている。因に戦後の国勢調査では七十年から、三四一・七二七・五七〇・一一七五となっており、これらの数字と比較しても昭和期の不況のすさまじさを読みとることが出来る。

このような情勢を反映してか一九二九（昭和四）年、現在の大阪市立更生相談所の場所に今官保護所が開設されるが、これには篤志家からの寄付があったと言われている（注三九）

しかしより重要であるのは一五年戦争の進展とともにその根こそぎ動員体制の中に釜ヶ崎が組み入れられていくことである。従来社会的な動きとは全く別と考えられてきた釜ヶ崎にも国家支配の手が伸びてきたわけである。上記今官保護所の主任（所長）を勤め戦後には西成労働福祉センターの紹介部長を歴任した郡昇作は次のように述べている。

止宿者を思ひのままに行動せしめる悪徳と悪俗と犯罪の温床である過去の宿屋を放置してはならない。何としても置はしい日本人としての生活指導をするところとしなければならぬ。何処までも、日本人をつくり上げる兵營の如きものへの移行が望ましいのである。（中略）

顧ると宿泊所は過去の遺物である。宿泊所時代は既に過ぎ去つたのである。特に此の超非常時に於いては、戦時要員の充足、産業の振興等高度国防国家建設の目的に合致す

る様、止宿者、否、居住者の指導訓練がなされなければならない。(注四〇)

このような戦時体制への釜ヶ崎の組み入れはもちろん召集の拡大による労働者不足を背景にしたものであり、その具体的な表れとして四十(昭和一五)年今宮共同宿泊所は廃止される。

釜ヶ崎の戦時動員体制への組み入れは次の新聞記事によっても明らかである。

スラムも新体制だ！いまその更生の表情を拾ってみると先般の防空訓練にも同署(今宮署)管内のドン尻から一番の好成績に躍進 各町会員の毎月三十銭、山本組の自由労働者二十名の一日三十銭貯金、西入船二十、東入船二十二世帯の細君達が夫のるす中に井戸端会議を玩具の手内職に変へてせつせと子たちの教育費稼ぎ、屋台店十九名の更生を目指す三年掛貯金、(中略)

自彊館では百二十名の労働者たちが毎月十三日戊申詔書を中心に修養会を開き、赤誠はとばしる愛国貯金は事変以来すでに三千円を突破(中略)

面目一新ぶりは識者をして釜ヶ崎の悪名をなんとか改名せねばなるまいと感心させてゐる。(注四一)

これらの一連の動きが「尊徳先生の遺訓」や戊申詔書(

これが自彊館設立のバックボーンになったことは前記した)をイデオロギー的な基盤とし、「今宮署釜ヶ崎出張所主任金沢巡査部長の教へ」よっていたことはその内容・・・貯金が主流であり、それが戦費につながったのは想像に難くない・・・とともに看過できないのである。

## 注

一・・・中川清「日本の都市下層」

小田康徳「千日前興業場禁止令と長町取払い計画」

(「大阪の歴史」一九号)

原田敬一「治安・衛生・貧民」(「待兼山論叢」第一九号)

二・・・村島帰之「ドン底生活」参照

三・・・村島帰之「生活不安」参照

四・・・井上・渡部編「米騒動の研究」第二巻参照

五・・・「職工事情」(隣寸職工事情の事例)参照

六・・・前掲小田論文、原田論文参照また拙稿「釜ヶ崎の行政」(「釜ヶ崎資料」第二号)も参照されたい

七・・・ドヤの数・宿泊者数については内務省「細民集団地区調査」及び「大阪市統計書」を参照

八・・・「大阪府統計書」参照

九・・・日本銀行統計局「明治以降本邦主要経済統計」参照



十．．．前掲小田論文参照、また鈴木梅四郎「大阪名護町貧民窟視察記」参照

一一．．朝日新聞一八八七（明治二十）年一月一日、三月一三日参照、また大我居士「貧天地飢寒窟探検記」には今宮村にドヤのあることが記されている。

一二．．「大阪府警察史」第一巻

一三．．前掲原田論文参照

一四．．前掲村島「生活不安」参照

一五．．「大阪市不良住宅沿革」は直接見る事ができなかった。ここでは武田麟太郎「釜ヶ崎」によった。

一六．．田村克己「文化の犠牲」（『大大阪』第二巻三号）

一七．．通産省公報（一九八一（昭和五六）年四月一八日）

一八．．「職工事情」参照

一九．．これは「大阪府統計書・明治三四年」から同「明治三八年」により作成したが、創業年について二種の数字が出ている場合は古い方をとった。また一九〇一（明治三四）年までに廃業した焼寸工場については当然のことながら記載されておらず、さらに一度姿を消し再度その名が見られる、あるいはより以前の創業年月が記載されながら数年後に漸く記載されるなどアイマイな点も多い。

二十．．「中河内郡誌」参照

二一．．日本焼寸工業会編「焼寸要覧」参照

二二．．中村三徳「生き立ちの記」参照、これは天平元一「釜ヶ崎変遷史」及び「弓は折れず」にも紹介されている。

二三．．調査対象となったドヤ四九軒についてその居住者のうち一三才以下の子供は全体では二二・五％であるが、十％以下のドヤが九軒もあり、松乃屋ではゼロである。一方三十％以上のドヤも九軒あり中でも広島屋は四二・六％にも達している。

二四．．二五年の調査は田村克己「一木賃宿の解剖」（『社会事業研究』一三巻三号）による。他の生計費調査として「職工事情」や「大阪に於ける窮民の家計」（橋田民蔵全集第四巻）等がある。

二五．．四方田新次「日傭労働者の諸問題」（『社会事業研究』二十巻八号）参照

二六．．これより一五年後の状況について郡昇作は次のように書いている（『今宮スラム素描』「社会事業研究」二三巻七号）

二階借から路頭に迷ひ出た惨めな人々の落着く先はいまみやであり、生活の為に仕事があれば北海道の土方に、樺太や九州の坑夫に、南洋の漁場に雇はれて行くのも此のスラムに於てである。カムチャツカからは秋漁を終へて帰り、冬南洋へ漁獲に雇はれて行くのも此処である。

すなわち、この段階では釜ヶ崎は明らかに流動

的な下層労働者の中継点となっているが、その規模等については不明である。

二八・いづれも西村一郎「失業者物語」(『社会事業研究』一七卷一〇号) 参照

二九・『大阪市統計書・昭和一二年』 参照

三〇・小河滋次郎「社会事業の基礎的施設としての方面委員制度」(『救済研究』九卷八・九号) 参照

三一・朝日新聞一八八六(明治一九)年九月四・五・七日「旧名護町人家の移転」 参照

三二・右田他編「社会福祉の歴史」

三三・中村三徳「宿泊保護の概要」(『社会事業研究』二二卷十号) 参照、なお前記自道館事業報告もこれによる。

三四・小河滋次郎「方面委員制度の過去・現在・未来」

(『静岡県社会事業協議会報』六号) 参照

三五・小河滋次郎「社会事業の基礎的施設としての方面委員制度」(『救済研究』九卷八・九号) 参照

三六・山口正「都市社会事業の諸問題」 参照

三七・大阪市社会部報告「大阪市職業紹介事業沿革史」 参照

三八・酒井利男「考へさせらるる一つの問題」(『社会事業研究』一九卷一号) より

三九・「大大阪日記」(『大大阪』四卷八号) 七月十日  
無宿者保護 玉置文子、蔽名みつ両氏寄付三万

表3. 燐寸工場の賃金

| 年 代           | 会社名    | 男子工            | 女子工          |
|---------------|--------|----------------|--------------|
| 1915 (大正4) 年  | 公益社    | 70(58,37,13)   | 32(38,24,11) |
| 1918 (大正7) 年  | 中央燐寸製造 | 143(123,95,41) |              |
| 1921 (大正10) 年 | 鶴鳴社    | 180(154)       | 73           |

四〇・郡昇作「宿泊所から国民生活指導所へ」(『社会事業研究』二九卷一号) 参照  
四二・朝日新聞一九四〇(昭和一九)年九月一七日参照

円で市が天王寺公園に無宿者保護所を設ける計画  
中

表9. 共同宿泊所宿泊者の日給(銭)

|       | 雑業型 | 力役型 | 工業型 | その他 | 平均  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 20代前半 |     | 225 | 212 |     | 217 |
| 後半    |     | 226 | 166 |     | 201 |
| 30代前半 |     | 136 | 195 | 135 | 167 |
| 後半    |     |     | 202 | 180 | 194 |
| 40代前半 |     | 163 |     | 240 | 183 |
| 後半    | 145 | 190 |     |     | 179 |
| 50代前半 |     | 170 | 170 |     | 170 |
| 後半    | 150 |     |     |     | 150 |
| 平均    | 148 | 203 | 191 | 185 | 195 |



付表4

## ドヤの動向 (1)

|             | 大阪 | 堺  | 摂津 | 和泉 | 河内 | 合計  |
|-------------|----|----|----|----|----|-----|
| 1886(19)    | 28 | 0  | 27 | 0  | 38 | 93  |
| 87(20)      | 13 | 8  | 30 | 26 | 20 | 97  |
| 88(21)      | 0  | 9  | 30 | 25 | 24 | 88  |
| 89(22)      |    |    |    |    |    | 93  |
| 90(23)      |    |    |    |    |    | 93  |
| 91(24)      | 0  | 16 | 29 | 30 | 28 | 103 |
| 92(25)      | 0  | 22 | 28 | 29 | 27 | 106 |
| 93(26)      | 0  | .. | 34 | 53 | 17 | 104 |
| 94(27)      | 0  | .. | 34 | 45 | 14 | 93  |
| 95(28)      | 0  | .. | 40 | 48 | 16 | 104 |
| 96(29)      |    |    |    |    |    | 113 |
| 97(30) (17) | .. |    | 29 | 40 | 19 | 95  |
| 98(31) (5)  | .. |    | 30 | 40 | 19 | 94  |
| 99(32) (4)  | .. |    | 27 | 32 | 18 | 81  |

付表7

## ドヤの動向 (4)

|          | 今宮 | 中津 | 市内計 | 郡部  | 合計  |
|----------|----|----|-----|-----|-----|
| 1936(11) | 65 | 30 | 107 | 101 | 208 |
| 37(12)   | 65 | 30 | 105 | 102 | 207 |
| 38(13)   | 67 | 28 | 105 | 97  | 202 |
| 39(14)   | 67 | 29 | 106 | 86  | 192 |
| 40(15)   | 68 | 28 | 104 | 77  | 181 |
| 41(16)   | 72 | 31 | 110 | ?   | ?   |

付表5

## ドヤの動向 (2)

|          | 平野郷    | 北法    | 鳳  | 岸和田 | 富田林 | その他 | 合計  |
|----------|--------|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 1900(33) | 16     | 3     | 12 | 18  | 12  | 30  | 91  |
| 1(34)    | 17     | 2     | 11 | 23  | 13  | 32  | 98  |
| 2(35)    | 20     | 3     | 13 | 24  | 15  | 31  | 106 |
| 3(36)    | 26     | 4     | 14 | 28  | 12  | 32  | 116 |
| 4(37)    | 27     | 9     | 18 | 28  | 17  | 36  | 135 |
| 5(38)    | 26     | 11    | 18 | 33  | 18  | 40  | 146 |
| 6(39)    | 30     | 14    | 11 | 30  | 13  | 36  | 134 |
| 7(40)    | 12(22) | 0(14) | 5  | 27  | 11  | 34  | 125 |

\*平野郷、北法は1907年にそれぞれ編成替えされた。括弧内はその数字である。

付表6

## ドヤの動向 (3)

|         | 住吉 | 今宮 | 十三橋 | 鳳  | 岸和田 | 富田林 | その他 | 合計  |
|---------|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1913(2) | 46 |    | 16  | 8  | 31  | 13  | 48  | 162 |
| 14(3)   | 33 |    | 15  | 14 | 34  | 11  | 55  | 162 |
| 15(4)   | 40 |    | 14  | 16 | 36  | 11  | 60  | 177 |
| 16(5)   | 50 |    | 15  | 14 | 34  | 11  | 51  | 175 |
| 17(6)   | 50 |    | 14  | 12 | 33  | 9   | 51  | 169 |
| 18(7)   | 44 |    | 14  | 11 | 32  | 9   | 39  | 149 |
| 19(8)   | 9  | 50 |     | 11 | 23  | 7   | 56  | 147 |
| 20(9)   | 1  | 52 |     | 7  | 25  | 6   | 60  | 151 |
| 21(10)  | 1  | 49 |     | 7  | 22  | 5   | 55  | 139 |
| 22(11)  | 6  | 49 |     | 6  | 16  | 5   | 70  | 152 |

付表1. 燐寸工業の工場設立の動向

| 年代 | 北  | 東 | 西 | 南  | 西成北 | 西成南 | 東成 | 中河内 | 南河内 | 泉南 | 合計 |
|----|----|---|---|----|-----|-----|----|-----|-----|----|----|
| ①  |    |   |   | 1  |     |     |    |     |     |    | 1  |
| ②  | 2  | 1 |   |    | 1   |     |    |     |     | 1  | 5  |
| ③  | 3  | 1 | 1 | 3  |     | 1   |    | 1   | 1   |    | 11 |
| ④  | 1  | 1 | 2 | 5  | 1   | 1   | 2  | 5   | 1   | 1  | 20 |
| ⑤  | 3  | 2 | 3 | 5  | 4   | 1   | 1  | 1   |     | 3  | 23 |
| ⑥  | 3  | 2 |   | 6  | 7   | 2   | 3  | 2   |     | 2  | 27 |
| 累計 | 12 | 7 | 7 | 19 | 13  | 5   | 6  | 9   | 2   | 7  | 87 |

大阪府統計書による。①とは明治11～15年、②とは明治16～20年、③とは明治21～25年、④とは明治26～30年、⑤とは明治31～35年、⑥とは明治36～39年をそれぞれ示す。1

付表2. 1905（明治38）年の地域別職工数  
一工場当たりの平均職工数

|     | 男子平均 | 女工平均  | 全体平均  | 工場数 |
|-----|------|-------|-------|-----|
| 北   | 27.5 | 77.8  | 105.3 | 8   |
| 東   | 55.6 | 82.6  | 139.2 | 5   |
| 西   | 34.7 | 59.3  | 94.0  | 7   |
| 南   | 85.6 | 163.4 | 249.0 | 15  |
| 西成北 | 34.3 | 56.9  | 91.2  | 9   |
| 西成南 | 47.0 | 66.3  | 115.3 | 3   |
| 東成  | 28.0 | 65.0  | 93.0  | 5   |
| 中河内 | 37.4 | 79.3  | 116.3 | 9   |
| 南河内 | 22.0 | 35.0  | 57.0  | 2   |
| 泉南  | 22.8 | 29.0  | 51.8  | 5   |
| 全体  | 45.7 | 86.4  | 132.2 | 68  |

付表8. 職業構成の変化（百分比）

|             | 農業型  | 力役型  | 工業型  | その他  |
|-------------|------|------|------|------|
| 1890（明治22）年 | 57.7 | 17.7 | 11.8 | 12.7 |
| 1921（大正10）年 | 17.5 | 63.2 | 19.3 |      |
| 23（ 12）年    | 20.8 | 65.2 | 5.4  | 8.5  |
| 36（昭和11）年   | 36.8 | 32.9 | 7.3  | 32.9 |
| 37（ 12）年    | 43.3 | 15.2 | 41.5 |      |

ドヤ居住者の位置についてきわめて大まかな比較をその収入等から長屋等の居住者を対照に行つたが、方面委員によるカード登録世帯（第一種および第二種）を長屋等の居住者として取り扱った。それについてドヤ居住者は方面登録の対象にならなかつたのか、どうかという問題がある。方面事業が開始された当時においては、公的扶助はなお救護法の制定前であり、その内実はきわめて貧弱でありかつ制限的であつたから、その対象になることは稀なことを考えねばならないが、その前提となるのがこの方面登録であつた。その意味でその内実がいかなるものであろうが公的扶助の対象となるには方面事業の対象とならねばならなかつたのである。

方面登録世帯がいかなるものであつたか、については個々の事例についてはそれなりの資料を手にすることは出来るが、全体的な動向を確かめることはまだ十全なものとはなっていないが、「方面カード登録家庭の生活状態」という一九三〇（昭和五）年、八月から一二月にかけて実施された大阪府学務部による調査を参照できるのである。一九二一（大正十）年から九年ばかり後の調査であるが、内容的には大きな変化はなかつたものと思われるので、紹介することにする。調査は多岐にわたっているがとりあえず問題となっているのは方面登録世帯中のドヤ居住世帯の比

重であるので、参考となるのは「第三章 家屋の状態」である。その中でも重要であるのは「第一節 家屋の所有關係によつて分かちたる世帯数」である。すなわちそこでは家屋を持家、借家、借間、雑居・下宿・其他の四種としその実数および百分比を出している。ドヤは最後の雑居・下宿・其他の中に入るが、釜ヶ崎は今宮第一方面であるのでその実数を見ると総数四七八世帯中、たつた一一世帯だけで、二・一％である。もちろんこの一一世帯をすべてドヤ居住とするわけにはいかないが、それにしてもきわめて小数であることは否定できない。その他のグループは持家三世帯（〇・七世帯）、借家二五五世帯（五三・四％）、借間二〇九世帯（四三・八％）となつてゐる。大阪市全域では、六四世帯（〇・七％）、六七三五世帯（七九・七％）、一四八二世帯（二七・五％）、一七四世帯（二・一％）となつてゐて、持家がもっとも少ないが、雑居・下宿・其他がそれに次いで少ない。

今宮第一方面の特徴として天王寺第一方面同様借間の割合が多いことが指摘出来る。それはともあれドヤ居住世帯が方面登録の対象になる可能性はきわめて小さいことは明らかである。その背景には様々なものが考えられるが、第一體的にはドヤを宿として捉え、住所としては捉えないということが指摘できる。また収入の不定性も無視できないであろう。さらにドヤ居住者への蔑視、救済の枠外にある者としての低格、視も看過出来ない。



『細民集田地區調查』  
內務省調查 1921年

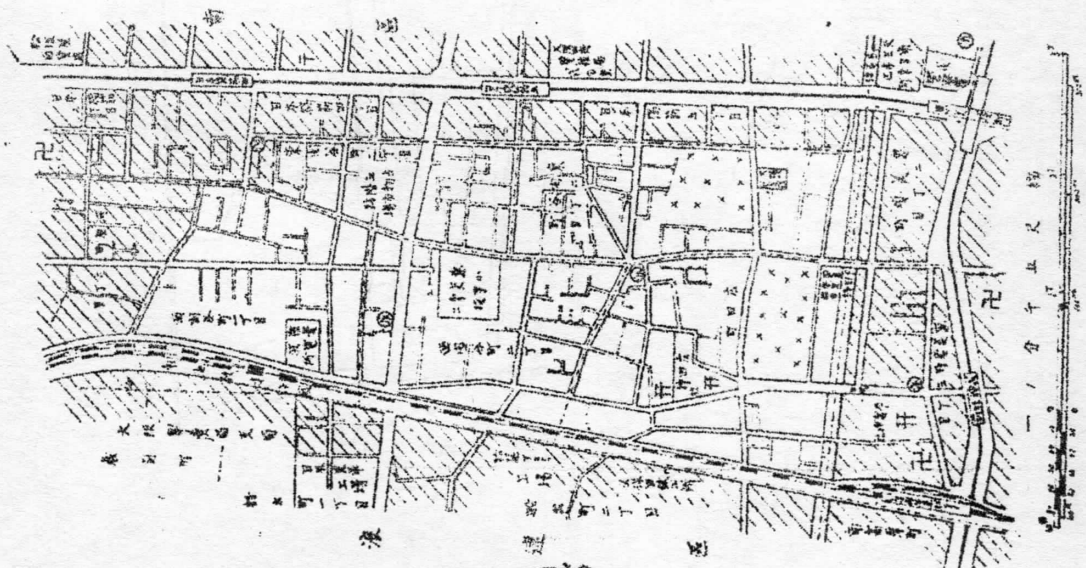
大阪府大阪市崎ヶ區地圖





「本市における居住地区調査」  
(昭和12年10月1日～末日調査)  
『社会部報告』246号

釜ヶ崎地区地図



四三世帯、二八〇五人が居住しているから一世帯当たりの

では実施されているので、簡単に要約・比較すると二三年